



府食第1001号

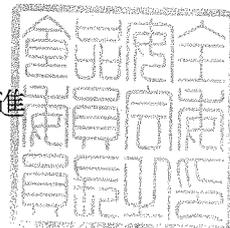
平成25年12月16日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成25年12月12日付け厚生労働省発食安1212第2号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回のと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）の改正は、現行の衛生管理措置又は新たに導入するHACCPによる衛生管理措置のいずれかを事業者が選択できるものである。これにより、食肉の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難い。

したがって、本改正については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、リスク管理機関においては、HACCPの適切な運用を通じて、より適切な衛生管理が行われるよう、事業者を指導、監督すべきである。